

会議名称	平成30年度 第3回 交野市子ども・子育て会議		
開催日時	平成31年2月21日(木) 14時00分～15時05分		
開催場所	交野市立保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)		
出席者	・委員9人出席(欠席者5人)	・事務局10人	合計19人 傍聴者1人
配付物	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・諮問書(写し) ・【資料1】交野市子ども子育てに関するアンケート結果報告書 ・【資料2】交野市子ども子育てに関するアンケート結果報告書におけるグラフ変更箇所(帯グラフ→棒グラフ) ・【資料3】「家庭的保育事業等の認可等について」の概要 ・【資料4】家庭保育事業等認可申請書(写し) ・【資料5】保育所・認定こども園等(教育・保育認定こども)の無償化(保育料の免除) ・【資料6】認可外保育施設等の無償化について ・【資料7】障がい児の発達支援の無償化について 		
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 事業者紹介</p> <p>3. 会長挨拶</p> <p>4. 委員出席状況報告</p> <p>5. 議題 「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたニーズ調査</p> <p>会 長：それでは平成30年度第3回交野市子ども・子育て会議の議題に入りたいと思います。まずは1点目、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査についてですが、昨年10月の会議の際に実施について説明があり、今回は調査が終了しましたので、その結果について説明をお願いします。</p> <p>事務局：【資料1】【資料2】について説明</p> <p>本調査は昨年11月22日から12月14日まで1つの区間として市内0歳～11歳の児童を持つ保護者3300人を対象に実施しました。事務局側で気付けております修正点を資料に基づき説明させていただきます。報告書の中では、棒グラフまたは帯グラフを掲載していますが、数値が微少なため帯グラフの内容が見にくいものがあります。就学前でしたら、4ページ問2の「この調査票にご</p>		

回答いただく方はどなたですか。選択肢はお子さんから見た関係です。」のところですが、それでも、「その他」「不明・無回答」がかなり微少となり、非常に見にくくなっています。同様の箇所が他にもあり、9ページ問9、37ページ問23の「休日」。また就学時は68ページ問6、78ページ問13、86ページ問16-1です。こうしたものについては帯グラフでの表示が不適切ということで棒グラフに変更したいと考えています。

文字の正誤について

10ページ問11の「気軽に相談できる方や場所は誰（どれ）ですか」との質問に対し、2段落目の「平成25年度調査と比較すると、『かかりつけの医師』『その他』を除くすべての項目において減少していますとなっています」となっていますが、調査結果を見ると、かかりつけの医師についても増加傾向となっており、かかりつけの医師につきましては削除したいと思います。また表中の「幼稚園や保育所、認定こども園等の先生」の項目については、前回のところについて選択肢なしとの表記になっています。平成25年の調査では、認定こども園等の言葉がなかったので、選択肢はありませんでしたが、前回の調査の中からは幼稚園や保育所の先生の項目が導き出すことができますので、註釈を付けた上で、幼稚園や保育所の先生という数値を算出し掲載したいと考えています。

続きまして23ページです。最下段にある※印の欄の、前回調査時は「その他の認可外の保育施設」と表記していますが、市役所が認証・認定した保育施設の誤りですので、修正させていただきます。

48ページ以降、問31および問32は若干同じ内容となっています。48ページの問31で地域子育て支援拠点を選ばれた方に対して、利用回数を求めているところがあります。設問では、1週間あたりの回数または1ヶ月あたりの回数を記載する形になっていますが、集計の誤りで1週間しか書いていない場合または1ヶ月しか書いていない場合については「不明・無回答」にカウントしているところを見直し、あらためて修正し、正しい数値に置き換えたいと考えています。そのような箇所が問31および問32に見受けられます。

修正箇所は以上です。

母数について

3300人に対して調査しましたが、就学前は814票、小学生等は882票で、これらが基本となる母数となっています。しかし、設問の中には限定設問と呼ばれるものがあり、6ページ問4については、一番下のお子さんの年齢を明記する設問になっていますが、その下の子どもが2人以上いる場合の一番下のお子さんの年齢については、上の表の2人のパーセンテージ(45.9%)、3人(13.3%)、4人以上(2.6%)、これらから母数を算出した結果が503という形になります。2人の方につきましては814の45.9%となっていることから373.6人。3人については13.3%から108.2人。4人以上につ

いては2.6%となっていることから21.1人ということで、これらをすべて足すと503人になります。そういった形で母数については、限定設問がある場合、それぞれの限定に応じた形で母数が変わってきます。そのため92ページ問21で、小学生母数が87とありますが、小数点切り上げの誤りで88となります。同じように、93ページの帯グラフの母数87は88になります。94ページの「日曜日・祝日の利用意向」の帯グラフの小学生87も88になります。

アンケート結果の報告書の概要について

<就学前について>

項目については多岐にわたっておりますので、前回と比較し特徴のある回答があったものについてピックアップし説明します。5ページ問3の「封筒のあて名のお子さんの生年月日について、数字を記入してください」という設問に対し、今回0歳から5歳までが大きく、平均的に16%前後です。前は0歳、1歳が18、19%で、それ以外が15%程度と少し偏りがあった回答となっておりますが、今回は平均して全ての年齢から回答がいただけたと考えています。

7ページ問6は、前回「生きたい」との回答が40.7%、「生きたい」と思わないが57.7%でした。今回、「生きたい」「生きたいと思う」「環境を整えば生きたいと思う」を「生きたい」と合致し52.1%。また「生きたいと思わない」が46.3%になり、「生きたい」と「生きたいと思わない」が逆転した結果となっております。

9ページ問9の「お子さんの子育てや教育を主に行っている方はどなたですか」では前回、「父母ともに」が54.4%だったのが、今回49.1%に減少しています。逆に、前回「主に母親」が43.9%だったものが49.1%に増加し、父母からの減少分が母親に移行していることが分かりました。

15ページ問13は、「お子さんが平日に、幼稚園や保育所等の子どもを預かる施設やサービスを定期的に利用していますか」との問いに対し、前回幼稚園や保育所等の利用では55.7%の回答がありましたが、今回65.6%と増加しています。

20ページ問17-1で、前回父親が休んだとの回答は18.8%でしたが、今回28.6%に増加しています。病気の子どものための保育施設も前回2.0%でしたが、今回9.8%に増加。

21ページ問17-2で、病児保育施設を利用したいと回答した人は前回51.4%でしたが、今回42.1%に減少しています。問18の設問からその裏付けとして、病気やけがの際には親や家族で対応したいと思う人が前回同様多い形になっています。

24ページ問20、27ページ問21も同じですが、土曜日や長期休暇中の利用意向に関し、「必要なし」と答えた人の割合が前回から減少しています。土曜日の利用については、前回64.5%でしたが、今回54.3%となっております。長期休暇については、前回45.8%でしたが、今回27.6%と減っていることから「利用したい」に変わってきていることが分かります。

40ページ問26は、お子さんが5歳以上の人に対し、小学校就学後の放課後の過ごし方についての設問です。特に減少している項目は、低学年、高学年ともにフリースペースを利用すると回答した人が大きく減少しています。

<就学児について>

65ページ問3は、お子さんの生年月日についてですが、前回5、6年生についてはほぼ回答はなく0%となっています。今回、6年生の人数は若干減っていますが、ほぼ平均して全ての学年から回答を頂いています。

69ページ問8は、相談できる場所としてさまざまな項目を挙げていますが、前回と比べ全体的に減少しています。その中でも近所の人、小学校の先生、かかりつけの医師については前回調査に比べ大きく減っています。

86ページ問17は日曜日・祝日の放課後児童会の利用についての設問です。前は87.7%が「必要ない」とし、8.8%が「月に1~2回利用したい」となりましたが、今回は「必要ない」と答えた人は78.7%に減少。「月に1~2回利用したい」と回答した人は15.2%に増加しています。理由としては、月に数回仕事が入るためと挙げている人がいることが分かっています。

89ページ問18の放課後児童会に希望することとして、前は朝夕の時間延長が大きく挙げられていましたが、朝夕の時間延長については、この後延長したことを受け、今回は「特になし」が25%と上がっています。

98ページの間22-2は、病児保育施設の利用で、前は67%が「利用したいと思わない」と回答していましたが、今回はその旨の回答が78%に上がっています。これは就学前の間17-1、間17-2と同じ傾向にあると考えています。

104ページ問28は、参加させたい活動として地域の活動を挙げた人が前回より大きく増加しています。

以上、前回調査と比較し、大きく変動のあるところについてピックアップした中で説明しました。今日報告させていただいているのは、この調査結果をまとめた報告書の案で、今後、皆さまの意見を頂戴しながら、成案化したいと考えています。本日から2月27日（水）までを期限に、この会議以降も意見等を受け付けたいと思います。

会 長：説明が終わりました。ただ今のニーズ調査の結果報告書の説明の中でご質問がありましたら、お願いします。

委員A：口頭で前年と比較して何%とありましたが、全て前年数字をカッコに入れることはできませんか。前回のデータは知らないため、説明されると分かりますが、これだけを見ると増えたのか、減ったのか分かりません。

事務局：前回の数値を全て入れるとページ数がかなり多くなってしまいます。今おっしゃった部分は、今後の分析作業の中で、皆さまにお知らせできるのではないかと

考えています。

会 長：これ以外に、報告書の中に分析が入るわけですね。

事務局：そうです。

委員A：グラフの数字の横に数字だけを出すのは難しいですか。

事務局：業者と打ち合わせをさせていただきます。

会 長：他にありませんか。

委員A：幼稚園児、小学生も「病児保育は利用しようとは思わない」が今回増えていますが、家庭で看ようと思っているのか、もしくは場所や時間、病気の種類などもあり、病児保育のサポートがあっても使いにくさが反映しているのでしょうか。

事務局：病児保育の設問は、後段に理由が付されています。一番多い理由として、病気的时候は親が看るべきと思っている人が大半です。それを基に今後どう分析していくのか、作業の中で考えていきたいと思います。

会 長：他にありませんか。

委員B：112ページにある「市役所等への要望について」で、「公園等の整備」が市民の大きな要望として上がっていると思います。アンケートを基にして市民の要求を拾っていただければ、施策に反映できる働きかけがあるのでしょうか。

事務局：5年前に国から示されたアンケートと今回は内容が若干変わっており、比較が難しいところもあると考えています。指摘のあった公共施設の公園については、これまで課題に挙がっています。市の考え方としても子どもの遊び場としての公園は、子どもの安全を守っていく、健やかに育っていく中で重要な所であり、アンケート結果にかかわらず整備を検討していきたいと思います。

会 長：他にありませんか。

委員A：公園の整備が進み、遊具など新しく更新されているように感じますが、遊具の工期が長いように思います。予算の問題なのかどうか。遊具によっては工期が1週間で済むのではないかと感じます。具体的には、ぶら下がり健康器が木製から鉄製になるのに工事予定期間が2か月かかっています。その間その遊具で遊べないのももう少し早くできないでしょうか。

事務局：遊具関係は学校や公園もそうですが、危険遊具等との関係で、担当者が安全検査し、撤去などして現状に至っています。遊具の基礎工事等の安全性も必要で、どの状態が安全なのか、専門的なことは分かりませんが、そういう関係もあるのではないかと思います。長い工期については確認します。

会 長：どこの課になりますか。

事務局：緑地公園課です。開発時には業者が公園を整備する場合があります。その後、市に帰属され管理は市になります。

会 長：古くなった遊具をねかせているものも見かけます。管理は大変だと思いますが。担当課に話を通してください。他にありませんか。

委員C：前回もアンケートをして、2年後にこのような冊子も出来たのですが、今回も同じスケジュールで作成するのですか。アンケートに基づき、市役所への要望に対しても順次でこ入れしてもらえと思いますが、子どもはどんどん大きくなりますので、スピーディな対応が求められます。

事務局：計画は平成31年度中に策定ですが、頂いた要望の中では既に担当部署でも対応する予定のものもありますので、計画を待つではなく、各担当のスケジュールに合わせて進めていきます。

委員C：その中でも、小中一貫の話も子育て支援課も入ってきますか。

事務局：小中一貫の施設のところに関して、そこにどういった機能を持たせるのかについては子育て支援課の話として意見を述べることはありますが、仕組み等に関しては委員としては入っておりませんので議論はできません。

会 長：他にありませんか。ないようでしたら、2月27日まで委員の意見を受け付けるということで、気づいたことで意見があれば、事務局に伝えていただければと思います。修正いただいた内容の確認については、会長一任とさせていただくということで、よろしいでしょうか。異議がないようですので、次の案件に移りたいと思います。

(2)「家庭的保育事業等の認可等について」

会 長：議題(2)「家庭的保育事業等の認可等について」は諮問案件です。事務局から説明をしていただきます。

事務局：諮問案件である家庭的保育事業等の認可等について説明します。諮問内容は、

現在、市内の梅ヶ枝住宅で小規模保育施設「きらきら保育園」が平成29年度に市の事業認可を受け、織田陽子さんを個人事業主として運営されています。このほど、織田陽子さんから事業運営を個人から法人に変更したい旨の申し出がありました。変更にあたり、事業運営の母体となる経営主体が個人から法人へ変更になりますので、個人の事業認可を廃し、新たに一般社団法人として事業認可とそれに伴う定員設定を行う必要があります、これについて子ども・子育て会議から意見をいただくことが諮問の内容です。

諮問の法的根拠は、事業認可が児童福祉法第34条の15第2項、第4項。定員設定は子ども・子育て支援法第43条第1項、第3項において意見をいただくこととなります。

きらきら保育園は、一般社団法人として新たに事業認可をすることとなりますが、現在、個人として事業認可をしており、運営面で変更有無の視点で説明します。経営主体が個人から法人新設ということで、変更点は1点だけです。経営主体が織田陽子氏個人から一般社団法人きらきら保育園（代表理事・足立陽子）の法人運営に変わるものです。

織田陽子氏と足立陽子氏と姓が変わっていますが、同一人物で代表者の視点からは変わりはありません。(2)の基本情報では、現在と変更はありませんが、概要を説明します。認可定員、利用定員は15名を設定。年齢児の内訳は0歳児3人、1歳児5人、2歳児7人の計15人です。小規模保育施設では、定員設定が6人から19人を事業者側で設定できますが、15人という設定については梅ヶ枝住宅の施設面積の関係上15名の設定にされています。(2)はその他認可にかかる主な情報です。施設の住所は交野市梅ヶ枝住宅の44棟1階で施設運営されます。事業区分は小規模保育事業A型です。全員が保育士資格を持つ必要があり、3つの型のうち最も厳しい基準のものになっています。土曜の開所があり、開園時間は7時30分から18時30分の11時間。保育時間は9時から17時の8時間で、市の条例の基準通りになっています。延長保育については、早朝、薄暮があり、7時から7時30分の30分、18時30分から19時の30分で設定しています。職員は、市の条例で保育士、嘱託医、調理員の設置が必要で基準を満たした設定になっています。保育室の面積は43.09平米で、きらきら保育園が今回設定している定員15人の保育必要面積は40.26平米で面積基準を満たしています。40.26平米は、年齢児ごとに必要面積が変わり、0歳児、1歳児は1人当たり3.3平米が必要です。2歳児は1.98平米が必要で、定員に3.3と1.98それぞれ掛けた数字が40.26平米になっています。給食の提供方法については、現在もそうですが、自園調理（直営）で保育園の職員が調理する内容になっています。

今回、事業者が個人から法人へ変更する理由としては、法人化することで経営

基盤をより強固にし、対外的・社会的な信用を得やすくすることで、より円滑な保育事業を運営していきたいということも確認しています。市としても、今回の変更について市の保育施策にも寄与すると考えています。一般社団法人きらきら保育園の事業認定およびそれに伴う利用定員の設定について委員からご意見をいただくものです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

会 長：ご質問はありますか。

委員C：9番の連携施設「交野幼稚園」はどういうつながりですか。

事務局：小規模保育施設が0歳、1歳、2歳までの設定になっていますので、3歳児以降は幼稚園の形になり、保育ではありませんが、卒園後の受け皿として連携施設を設定されています。

委員C：保育園から幼稚園ということで、保育園ではないのですけれども、子ども園でもありません。その点はどうか。預かりなどはどうなっていますか。

事務局：小規模保育施設ですので、児童の認定等は3号認定の児童ですが、2号認定の受け入れがある施設に連れていくのが本来です。ただ、各施設は0、1、2歳の受け入れが既にありますので、現実的に難しいものがあります。1号認定に上がり、その中で預かり保育サービスも受けながらというようなライフスタイルを取る保護者にとっては、交野幼稚園に行くという形での連携ということになります。ただ、3歳児になるときに、どうしても2号認定でなければ駄目だという方については交野幼稚園での受け入れは難しく、他の保育施設を探すことになります。

会 長：他の保育所に行く道はあるのですね。

事務局：転園という形を取りますので、入所選考を経ることになります。入所選考の中で点数を加点し、できるだけ入りやすい配慮をしています。

委員C：どれだけの加点があるのか気になりますが、せっかく連携しているのでも、交野幼稚園で預かりができるような時間帯の設定をしていただければベストと思います。

会 長：他にありませんか。ないようであれば、これで答申ということによろしいですか。

事務局：この案件につきまして、個人から法人の代表者変わったということについて

承認されたとの答申をいたしますただきたいと思います。

会長：この件でご了承をいただけますでしょうか。意見がないようですので、了承をいただいたということで事務局、よろしく願いいたします。次に議題（3）その他ですが、事務局からお願いします。

（3）その他

事務局：【資料5】【資料6】【資料7】について説明

国が幼児教育保育の無償化に取り組んでおり、3月の国会で予算化されると聞いています。昨年12月28日に内閣府で無償化制度の方針が決定され、本年10月1日から無償化になります。

〈保育所・認定こども園等について〉

対象は、認定こども園、保育所、小規模保育、企業主導型保育の利用者の利用料を無償化するものです。ただし、3歳児、4歳、5歳の児童の保育料を無償化します。0歳、1歳、2歳については基本的には無償化はしない方針です。0歳、1歳、2歳の児童のうち、住民税の非課税世帯については無償化の対象という内容が示されています。保育料ですが、基本的な保育料になりますので、行事費や雑費等はここには載っていません。

無償化の財源は基本的には国と地方で負担します。国が半分、都道府県が4分の1、市が4分の1という形で、これまで保護者が負担してきた保育料を負担します。表にあるように、通常の保育料以外に認可外保育施設や一時預かり事業などについても無償化の対象としていくとの考え方が示されています。ここで注目したいところは公立の認定こども園や保育所、幼稚園は市町村で負担します。無償化は10月から始まりますが、初年度の半年間は、地方負担分は国でみるということで、最初の半年間は本来交野市が負担する財源は国が負担するということです。

また幼稚園の預かり保育料や認可外保育施設の利用料についても無償化の考え方は示されていますが、法制度化されていない部分もあり、市としては法案成立後に内容を確認し対応したいと考えています。

平成31年度の交野市の財政負担分は国が負担しますが、2020年度からは市の財政負担が生じます。現在、3歳から5歳児までの保育料は3.5億円ですが、現在、市は独自減免を続けており、実際には2.35億円程度しかもらっておらず、7割負担となるように保育料を設定しています。1.15億円は市が負担してきました。無償化になると、3.5億円のうち公立は全て市が負担しますが、私立は2.4億円を国が半分の1.2億円、府が4分の1負担、市が4分の1負担になり、恐らく1.7億円ほどの市の負担が想定されます。今の時点でも独自に1.15億円を負担していますので、新たに1.7億円を負担したときに差し引き0.5億円程度の負担増になるのではないかとシミュレーションをしています。一方、幼稚園ですが、新制度移行していない私立の幼稚園は、国の制度による補助金を使って保護者の負担軽減に努めてきました。補助金の3分の

2は市が負担しており、無償化になると市の負担は4分の1に減るため財政負担が軽くなり、4800万円程度の軽減が見込まれます。これらを相殺すると、現在のシミュレーションでは大幅な市の財政負担はないと見込んでいます。

<認可外保育施設等の無償化について>

今回、認可外保育施設等の無償化で、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）3つの事業が対象になり、幼児教育の無償化の一環として、本年10月1日から無償化となります。ただ、具体的には認可保育所における全国平均額までの「無償化対象事業の利用」について無償化になると示されています。認可外保育施設等、障がい児の発達支援の無償化については、幼児教育の無償化本体以上に国から情報が入っておらず、分かる範囲での情報提供になります。対象者、保育の必要性が認定された3歳児から5歳児で、「保育の必要性が認定された」についてもまだ国から認定方法は示されていません。ただ、一般の保育園や幼稚園に入れず、やむを得ずベビーシッター等を利用している人が病児保育を利用するときに無償化の対象となると想定しています。無償化の方法は、複数サービスの利用も想定しており、一括して清算できる償還払いを考えています。無償化の対象外の経費もあります。これは保育所、幼稚園と同じ考え方で、食材料費や行事費などの実費にかかる部分は無償化の対象になりません。

<障がい児の発達支援の無償化について>

機能支援センターですが、障がい児の発達支援の無償化について説明します。趣旨も同じような形で就学前の障がい児の発達支援について無償化します。3歳児から5歳児の全ての子どもが対象です。住民税非課税世帯に属する0歳児から2歳児も無償化の対象になっていますが、現行でも既に無償化になっています。無償化の方法は、現在、毎月保護者から徴収している利用料の支払いがなくなります。ただ食材料費や行事費などは無償化の対象外です。考えられる方法として、児童発達支援センターに通う子どもたちが他の幼稚園や保育所に並行通園していることもあります。併用した場合でも無償化の対象になると聞いています。無償化の財源は、幼児教育の無償化については消費税の増税分を充てるといわれていますが、障がい児の発達支援の無償化については消費税増税分を対象とはせず、国が一般財源として予算化していくと聞いています。内容につきましては国会を通過していませんので、今後変更される可能性があることが留意点です。

会 長：事務局の説明が終わりました。ご質問等ありましたら、ご発言お願いいたします。ご質問等がないようでしたら、事務局から次回の開催日程の案内をお願いします。

事務局：次回会議は4月の下旬を予定しています。日程についてはあらためて委員の皆さまにご都合をうかがい、ご案内させていただきます。

会 長：次回は4月下旬に開催予定で、事務局で調整し、ご案内いただくということです。では、本日の案件は全て終了いたしました。ご多用中のところ、本日はお疲れ様でした。これにて閉会とさせていただきます。